

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 6 7 回 相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会		
事務局 (担当課)		こども・若者未来局 こども・若者政策課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 3 1 5 (直通)		
開催日時		令和 6 年 6 月 1 2 日 (水) 午後 6 時 3 0 分から午後 8 時まで		
開催場所		相模原市役所 本館 2 階 第 1 ・ 第 2 特別会議室		
出席者	委員	1 0 人 (別紙のとおり)		
	その他	0 人		
	事務局	9 人 (こども・若者政策課長ほか 8 人)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		1 開 会  2 議 題 (仮称) 次期相模原市子ども応援プラン (母子保健分野) 策定について  3 その他 (情報提供) なし  4 閉 会		

## 審 議 経 過

### 1 開会

中安会長の挨拶の後、次第に沿って進行された。

### 2 議題

(仮称)次期相模原市子ども応援プラン(母子保健分野)策定について  
事務局から、資料の説明があった後、意見や質疑応答があった。

(宮崎委員)資料2のP1について、母子保健法の定義には妊産婦、乳児、幼児、保護者とあるが、基本目標6に「思春期の子どもが自身の健康を意識できる取組の充実」とあり、計画に思春期も含まれるという理解でよいか。

(事務局)母子保健法で定義されているが、学童期も思春期も全く関わりがないわけではない。学童期は、学校保健と連携してやっていく事業があったり、思春期についても性教育などで携わる部分があるので、その範囲までつなげていく。

(宮崎委員)その範囲まで、この会議で検討する理解でよいか。

(事務局)基本は母子保健法の定義の中で審議いただくが、年齢で割り切れない部分は、母子保健法の定義を超えて審議いただく。

(宮崎委員)現行の母子保健計画では、いじめについての記載があることを踏まえると、その分野についての審議はあるのか。一方で、「さがみはら子ども応援プラン」では大きく取り扱われているが、そうすると本会議の母子保健分野では、審議の対象外ということか。

(事務局)そうである。いじめ等の分野については、母子保健計画ではなく、子ども・子育て支援事業計画の中の取組として整理している。

(中安会長)つなげるという話に関連して、資料2のP4、施策の方向「育児不安を軽減する支援の充実」の育児相談について、当事者の相談内容が母子保健と福祉で縦割りになって、当事者目線でたらい回しの対応になってしまい、相談員との信頼関係がないとそこで支援が終わってしまうと、問題が解決されずに引きずって、大きな問題になってしまうことがある。このことから、つなげるということも意識し、専門性のあるソーシャルワーカーの養成など、具体的な案が出せればよい。学校との連携についても、学校において、人権や権利についての取り組み方や、自己肯定感の醸成についても、学校現場や保育現場等を一緒にやっていかないと難しい部分があると思う。

(大貫委員)外国人に対しての育児相談は、どのようになっているか。日本語が分からないことを理由にたらい回しにせず、外国人も同じように、制度を利用できるようになってほしい。

(事務局)産前産後サポート事業という事業があり、日本語が分からない人をサポートしている。相談者が日本語を理解できない場合は、通訳ボランティアなどの活用

に取り組んでいるが、改善すべき点もあると思うので整理していきたい。

(大貫委員) 資料も外国人に向けて、より充実していく必要があると思う。

(竹下副会長) 資料2のP1、母子保健法の定義の中、幼児は、満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者とあるが、最近の報告で、事業者に対し、小学3年生まで育休を広げるよう求めるとあり、小学3年生まで育休を広げるとなった場合、教員は学級担任も任せられないという議論になった。また、そういう要望が労働基準監督署へ出ているとも聞いている。この情勢を踏まえると、定義と実態の齟齬が生じているのではないだろうか。

(内田委員) 資料2のP4、「妊娠・出産・育児にわたる切れ目のない支援」という中で、参考資料1に主な母子保健事業の体系図イメージがある。例えば、子育ての仕方が分からない若い保護者で、現在は行政との関わりがないとした場合は、体系図のどこにあてはまるのか。

(事務局) 母子手帳交付の際に、ハイリスク妊婦について把握し、支援を開始している。体系図で言うと、相談支援の「母子健康手帳の交付」で把握している。児童福祉の職員も介入して、今も何らかの関わりは持っているはずである。

(内田委員) このケースについて、市の子育て支援センターから、園につながったのだが、センターとの関わりが希薄であり、この状況は孤立と言えらると思う。今後、切れ目のない支援を謳う際に、イメージ的に目に見て分かる体系を作ったほうが良いと思う。

(中安会長) 行政の職員について、異動や、関係部署との不十分な連携、個人情報の壁によって情報が途切れたりすることがある。そういう課題である切れ目のない支援という話と、もっと具体的に専門性のある人がソーシャルワークをやっていかないと難しいという現実がある。

(横堀委員) 改正児童福祉法が施行になった今年度は、母子保健分野と児童福祉分野がタッグを組んでより一体化し、在宅家庭支援に舵を切った年度と言ってよいだろう。母子保健事業の体系図について、現在手がける事業を確認し、更に充実していくことは切れ目のない支援を行う点で賛成である。一方でハイリスクへのアプローチをめぐっては、この図に描かれない余白のところにも課題が色々起きていると思われる。このような支援メニューに入らないケースの議論は、違う会議体で議論しているかもしれないが、そういったケースも含め、様々な状況にある子どもや家庭を支援する働きが母子保健に入っていると思うので、これら事業が他分野とどのようにつながっていくのかという新たな絵、デザインが必要ではないか。様々な子どもに関わる、あるいは母子保健の中で親子に関わる取組の中で、多様な支援ニーズをキャッチしながら必要な支援につなげていく必要がある。健やかに育てる分野、リスクを抱えた人を支援する分野について、その双方の絵を見せられるとよい。

現行計画から次期計画の体系の中の「7 さまざまな状況にある子どもや家庭を支援する取組を推進します」という部分はそのとおりだと思う。あらゆる状況にあ

る子どもや家庭を支援するということが分かる。「配慮が必要な子ども」という記載の中には、様々な状態の子ども、様々な支援ニーズが実質入っている。その内容確認も必要だ。社会的養育体制の充実を図る方向性には、子どもを保護し、養育・支援を提供し、地域や家庭に帰した後の支援も入ってくるので、そのあたりも課題としてしっかり考えていく必要がある。支援がさらに広がりを見せられるとよい。親子の分離予防と子ども虐待の予防という意味から、母子保健分野と児童福祉分野は一体化して取り組みを強化していく必要に迫られている。

心配な家庭に対して、先ほど宮崎委員が、いじめのことを言葉にしていたが、資料2のP4、「将来を見据えた子どもの健康づくりにつながる取組を推進する」という中の「子どもの心と身体の健やかな成長への取組の充実」において欠かせない大事な部分だと共感した。原案にはどちらかという「身体」の健康が多く書かれ、愛着形成など情緒的な側面も書かれているが、子どもの心をどう守っていくかが肝要と考える。前回会議で10歳から17歳までの子どもの声として、自分たちがいじめにあったときに何とかしてほしいという意見があがっていた。数字ではあるがとても胸に刺さった。子どもたちが現状の生活の中で安心・安全を感じていないということだと思う。日頃身を置く学校で起きがちなことなので、恐れているということと現実にいじめがある中に生活しているという課題構造の両方かと思う。次期計画の基本方針において、Ⅱ.「子どもを生み育てることに安心と楽しさを感じられる健やかで心豊かな暮らしを支えていきます」とⅢ.「みんながつながりあい子育て子育ちができるよう支えていきます」には安心・安全という言葉が入っているが、Ⅰ.「子ども・若者が自らの未来に希望を持ち育つことを支えていきます」のところに安心・安全が入っていない点に課題を感じる。親、大人に対しても必要だが、その前にまず保障すべきは何よりも子どもの安心・安全ではないかと考える。(笹野委員) 母子保健の分野だけを切り取って、相談支援を説明するのは難しい。各家庭が抱えている問題は、複合で多様という状況だと思うので、施策の方向性に盛り込むときに次期計画の基本目標2、3、5とも関わってくるという意味で、書き方について、相談支援との関わりが見える形で表現した方がよい。特に相談支援については、こども・若者未来局が実施していることだけではなく、様々な関係部署にやってほしいことを含め、記載して良いかと思う。母子保健分野の事業であっても、切り取って、こども・若者未来局だけに特化しない書き方があると思う。そうすると中安会長が言う相談支援の充実ということについて、母子保健分野で書けるのではないか。他の相談機関や様々な関係団体と連携することも、施策の方向に記載できると思う。

(事務局) 笹野委員の言うとおりの、相談内容には様々な課題があり、1つの部署だけで解決できることは少ないので、各家庭へ課題に応じた重層的なアプローチをして支援していかないといけない。いただいた意見を踏まえ、文章に盛り込み、母子保健分野の視点であったとしても、連携できるということを表示するようにしたい。

(宮崎委員) 母子保健分野の中で、身体的な取組は、従来から充実してきているが、今、子どもを取り巻いている一番の問題は、心の問題ではないかと、人権の立場から考える。その問題をどう取り扱うのか議論をする時間を取っていただきたい。関係機関と連携してやっていくのは基本であるが、うまくつながらないというのが現状である。保育園や幼稚園の年齢でできることもあると思うので、心の問題を計画の中に盛り込んでいただきたい。

(永保委員) 本会議において、感想に近い意見だけでなく、専門的な見地で意見を述べてもいいかもしれない。

(内田委員) 感じたことを話し合うことでも気づきがあると思う。

(笹野委員) 永保委員が言うところの一步手前の議論をしているというイメージである。まだ肉付けの基が示されているだけなので、感想も意見も含めてそれぞれの立場での意見を出して、様々な意見をもらって検討して初めて原案が出来上がって、最終的には一つ一つの取組や施策体系について、専門的なご意見もいただきたいというのが事務局の考えかと思った。

(事務局) ありがとうございます。まだ抽象的な考え方の部分なので、このあと具体的な事業に入ったところで、専門的な視点で意見をいただきたいと思っている。その前段としては笹野委員の話したとおりで、考え方について率直な感想やご意見をいただくと次の整理につながると考えている。

(永保委員) 承知した。

(内田委員) 小学校へ行った際、今年は特別支援学級の子どもが増えて、1年生の1割が特別支援学級に入っている。その上で特別支援学級ではないが、見守りが必要な子どもが各クラスにいる。校長先生の話によると、教員も足りないので、学級運営が大変とのことだった。それは現実のことだろう。不登校については、相談業務がしっかりしていて、親子でカウンセリングに行ったりしているが、その窓口までたどり着けない、行かない親子もたくさんいる。教育現場でそういった現実であると、母子保健分野について、生まれたときから思春期までという流れの中で見逃せない部分であり、これから取組の視点を考えていくということだが、この現実を予め把握しておいた方が良い。

(中安会長) 最終的に、目に見えない課題は出てきたり、予算的な問題もあるが、当事者がたらい回しされ途中で切れてしまうケースもたくさんあるので、それをいかに防いでいくか、自分の立場としても意見を述べさせていただく。

(品川委員) 参考資料1について、実際はこれら事業の枠にはまらない、様々なケースがある。子どもの発達を考えると、10人に1人は発達課題があり、さらに10人に1人は発達課題の疑いがある。そうすると1クラス35人のうち6、7人は該当する。それをどういう形で扱うかが大切な部分になる。数は少ないが、もっと特殊なケースもある。健診の際に疑わしい子どもはわかるが、明らかな発達障害でない限り、専門医に診てもらうのは難しい。個人的にグレーゾーンの子どもは、手を

かけてあげればしっかり発達すると思うが、その体制を整えるのが難しい。世間において、発達の遅れている子どもは、制度で引っ張り上げるのが大事という考えが大勢である。しかし、本来の母子保健分野で大切なのは、グレーゾーンの子どもを含めてどうケアするかで、その中で色々な形での健診が生まれてくると思う。小児科医としては、就学前の健診も要望している。相模原市の中で発達障害を専門にしている先生は数人しかおらず、国でも解決できていない大きな問題であるが、母子保健分野で一番重要な要素と思う。青少年の健全な育成は、そういうところから始めないといけない。ADHDの予備群や発達障害の分類よりも、なんとなく発達が疑わしい子どもにどう対応していくかが重要だと思う。医師が保護者にそういう話をしてもなかなか理解してもらえない現状がある。虐待についても疑わしい場合は、早く指摘して対応した方がいいのだが、現実には難しい。そういう問題がたくさんある。

(永保委員) 品川委員が述べたことは、現場ですごく感じていることである。それに加えて、コロナの影響も考える必要があると思う。幼稚園の年少児童について、以前よりもよく転ぶし、噛みつきが多くなった。私は、コロナの影響ではないかと思う。コロナ禍の影響で、子どもは親以外の人と関わったことがない。ましてや同世代の2歳児、3歳児同士では、そもそもコミュニケーションが成り立ちづらいので、噛みつきやひっかきという行動に現れることが非常に増えた。脳科学者の中には、先天的な発達障害とそうでない発達障害があると言う。発達障害は、脳機能の問題であるが、家庭での過ごし方、心理的な虐待や後天的な要因で発達障害と見まがう症状が出てきている子どもがたくさんいるだろうと、本で読んだことがある。現時点から5年間を考えるのであれば、現場としてはコロナの影響と発達障害、それと外国人、この三点は、焦点を当てるべき現状であると認識している。

(品川委員) 自閉症やADHDというのは従来からあるが、今は疑わしい子が多い。後天的の話で言えば、一番の原因はメディア漬けだと啓発している先生がいる。例えば、母乳をあげるときに8割の母親は、赤ちゃんの顔を見ずにスマートフォンを見ているという。赤ちゃんは、母親の表情は分かる機能を有している。また、夜泣きの原因の一つに母親の不安な表情であると言われている。また、子どもが3歳になるまでは、できるだけメディア漬けにしないようにした方がいいことが脳科学的に証明されている。コロナも影響していると思う。子ども同士の触れ合いがなくなった。1歳半で他人を意識するようになり、2歳、3歳でうまくはできないが遊べるようになる。この時期に相手の表情を読み取る力が出てくるのだが、コロナの影響等により、その力が無いから様々な事件を起こすと言われている。

現在、感染症は予防接種があるのでかなり課題が減ってきているが、これからの小児科の中心は心の問題に移ってくると思う。こちらは、専門家の先生が少ないからなかなか進んでいないようである。問題が出たときに受け入れてくれるところがあるかどうか。こんにちは赤ちゃん事業も効果があるが、何らかの形で子どもと関

われる体制が必要である。行政はセクション割になっているので、いくつかのセクションに跨った問題にどう対応してもらえるかが大切である。

(田川委員) セクション割の話について、DVや虐待についても、どこが相談窓口になるのか難しい。最初はどこに言っているのか、どうしたらいいか分かりづらい。また、相談窓口では言いにくいことがたくさんある。そういうDVや虐待被害者の居場所があるといいと思う。

(中安会長) 資料2のP4に多くの意見を出していただいたが、主な取組の視点に身体的な要素は入っているが、もう少し心の要素に着目していかないといけないと感じた。また、コロナの影響などで数値化や可視化するのは難しい。何となく難しい子どもが増えていることはわかっているが、白黒はっきりつけられるものではないが大変なことである。様々な部署に跨っている問題をどうスムーズに連携していくかという意見も出た。そのあたりが、今後の具体的な取組みで出てくればいいのかと思う。

(竹下副会長) 心の問題は具体的に入れてもらいたい。相談する場所と、保護者が相談を拒否するという。児童相談所は対象者の支援ニーズがなく、困難な相談対応が半分あるということだ。

また、公的機関はすでにやっているが、この4月から事業者において、障害のある方への合理的配慮が義務付けられた。身体的なものは、車椅子など物理的に目に見えてできるけれど、心の問題についての合理的配慮というのは、どこに相談したらいいのか、各子どもに応じた個人的なカリキュラムを作るように言われても、スタッフ不足でできるかどうかわからない。相模原市の合理的配慮に対する考え方や施策を出していただけるとありがたい。

(品川委員) 先ほども申し上げたが、これからの一番の問題は、心の分野になると思う。相模原市として、できるだけ大切にして体制をつくる努力をしていくと、母子保健分野の大きな部分での目標が達成できると思う。体制のイメージと合わせても、実践が一番大事なので、ぜひよろしくお願ひしたい。

(永保委員) 施策の方向に、具体的にワンストップの窓口を作るというぐらいの一文を入れるべきだと思う。

(横堀委員) 資料2のP4「思春期の子どもが自身の健康を意識できる取組の充実」に「自己肯定感の醸成」「プレコンセプションケア」と入っているが、思春期になってから手がけるのでは、空回りしてしまうものと思う。子どもが思春期になってアプローチしてできることもあるが、それまでの子どもの育ちの安定性を支えることと一体の取り組みが必要なものだと考えるので、他の施策とも方向性を確認し、連動して作っていく動きの創出が「新しい」と言える計画の一つではないかと思う。

(中安会長) 非常に多くの意見をいただいたことに感謝する。まとめになるが、本議題で、基本目標を決定とあるが、事務局の原案どおり、決定することによろしいか。

(一同) 了承。

### 3 その他

なし

### 4 閉会

事務局より、次回は7月22日（月）に開催することを伝え、閉会した。

## 市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 委員名簿

(令和6年5月17日～)

番号	氏名	役職・推薦団体	出欠
1	おおぬき 大貫 きみお 君夫	相模原市民生委員児童委員協議会	出席
2	ささの 笹野 あきお 章央	相模原市社会福祉協議会	出席
3	うちだ 内田 のりこ 紀子	相模原市私立保育園・認定こども園園長会	出席
4	ながほ 永保 たかあき 貴章	相模原市幼稚園・認定こども園協会	出席
5	たがわ 田川 つぐよ 継世	相模原市ひとり親家庭福祉協議会	出席
6	よこぼり 横堀 まさこ 昌子	青山学院大学教授	出席
7	たけした 竹下 まさゆき 昌之	相模女子大学専務理事	出席
8	なかやす 中安 こうた 恆太	和泉短期大学准教授	出席
9	いのうえ 井上 なるこ 成子	相模原市立小中学校長会（中沢中学校）	欠席
10	みやざき 宮崎 ふみえ 文枝	相模原人権擁護委員協議会	出席
11	しながわ 品川 よういち 洋一	相模原市医師会	出席
12	たじま 田島 としき 敏樹	相模原市医師会	欠席